

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく  
一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分発揮して活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

2. 行動計画内容

目標1： 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<令和4年5月1日から順次取り組んでいく対策>

- ① 対象者への「制度周知」や、復帰後のサポート体制の整備
- ② 育児休業期間中の代替要員確保や業務内容、業務体制の見直し

目標2： キャリア支援やスキルアップを目的とする研修等への女性社員の参加を支援する

<令和4年5月1日から順次取り組んでいく対策>

- ① キャリア支援やスキルアップに繋がる研修の開催
- ② キャリア支援やスキルアップに関する研修情報の提供および参加の支援促進

目標3： 有給休暇取得率を65%以上とする

<令和4年5月1日から順次取り組んでいく対策>

- ① 複数担当制や社員の多能工化による、業務カバー体制の構築

以上